

# 定 款



東京都千代田区大手町一丁目6番1号

# 大平洋金属株式会社

昭和24年12月1日	制	定
昭和25年5月31日	改	正
昭和26年1月20日	〃	
昭和26年8月29日	〃	
昭和27年5月30日	〃	
昭和31年2月28日	〃	
昭和32年2月28日	〃	
昭和35年2月29日	〃	
昭和36年2月28日	〃	
昭和44年2月27日	〃	
昭和44年8月30日	〃	
昭和45年1月1日	〃	
昭和45年2月27日	〃	
昭和45年8月29日	〃	
昭和49年8月30日	〃	
昭和50年2月28日	〃	
昭和56年3月30日	〃	
昭和57年3月30日	〃	
平成元年3月30日	〃	
平成2年6月28日	〃	
平成3年6月27日	〃	
平成6年6月29日	〃	
平成10年6月26日	〃	
平成14年6月27日	〃	
平成15年6月27日	〃	
平成16年6月29日	〃	
平成17年6月29日	〃	
平成18年6月29日	〃	
平成19年6月28日	〃	
平成21年6月26日	〃	
平成29年6月29日	〃	
2022年6月24日	〃	

# 大平洋金属株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、大平洋金属株式会社（PACIFIC METALS CO., LTD.）と称する。

(目 的)

第2条 本会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

1. フェロニッケル、ニッケル地金、酸化ニッケルおよびコバルトの製造ならびに販売
2. 合金鉄の製造および販売
3. 銑鉄、純鉄、普通鋼および特殊鋼の製造ならびに販売
4. 鋳鋼、鋳鉄、鍛鋼およびロールの製造ならびに販売
5. 機械器具および装置の製造、加工、販売ならびにこれに附帯する工事の請負
6. 鋳物の試掘、採掘およびこれに附属する選鋳、精錬ならびに販売
7. 肥料の製造および販売
8. ロックウール（鋳滓綿）およびその加工品の製造ならびに販売
9. 一般廃棄物および産業廃棄物処理業ならびに再生処理事業
10. 大気、水質、土壌に関する成分分析および鉄鋼、ニッケル合金の成分分析ならびに品質試験の受託
11. 前各号の事業に関する調査、研究、技術指導、コンサルティングおよびエンジニアリング
12. 不動産の売買、賃貸および管理
13. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 本社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株式および株主

(発行可能株式総数)

第6条 本社の発行可能株式総数は5千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株式取扱規定)

第11条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

### 第3章 株主総会

(総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 本会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第21条 本会社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行の決定を行う。

(招集および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役から議長を選任する。
- 3 取締役社長または議長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 4 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。  
ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 5 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- 2 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。



(取締役会規定)

第29条 取締役会に関する事項であつて、法令または定款に定めのない事項については、取締役会の定める取締役会規定による。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。  
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第31条 本会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第34条 監査役会は、監査役をもって構成し、法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

- 2 監査役会の運営に関する事項は、監査役会の決議によって、別に定める。

(招 集)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。

ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役および常任監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

前項のほか、必要に応じて常勤の監査役中から監査役会の決議によって、常任監査役を定めることができる。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規定)

第38条 監査役会に関する事項であつて、法令または定款に定めのない事項については、監査役会の定める監査役会規定による。

(社外監査役の責任限定契約)

第39条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第40条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によるほか、取締役会の決議によっても定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。
- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

附 則

1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上